

空き家の「売りたい・貸したい」「買いたい・借りたい」をマッチング

空き家バンク制度

【問い合わせ】本館定住推進課(☎41-3516)

市は、市内の空き家を有効利用することで本市への定住を推進する「花巻市空き家バンク」制度を実施しています。

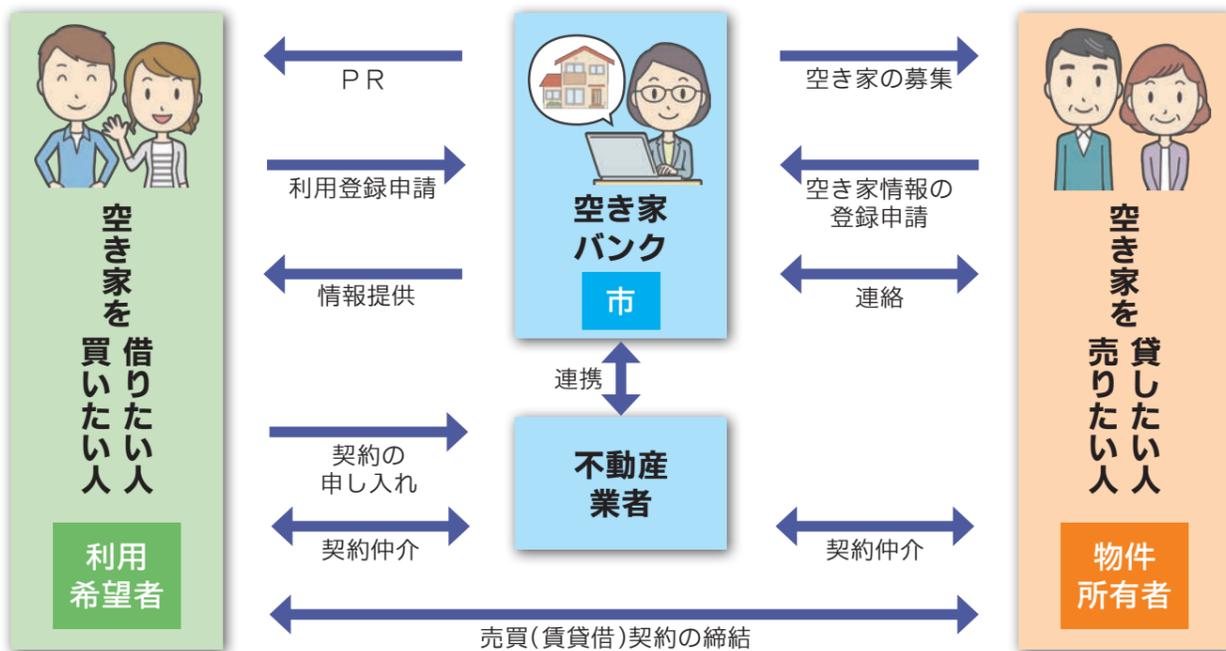
これは、空き家を「売りたい・貸したい」という空き家所有者と、定住を目的に空き家を「買いたい・借りたい」という利用希望者を、市が橋渡しする制度です。

市に寄せられた空き家情報は、市ホームページなどを通じて全国に広く発信します。

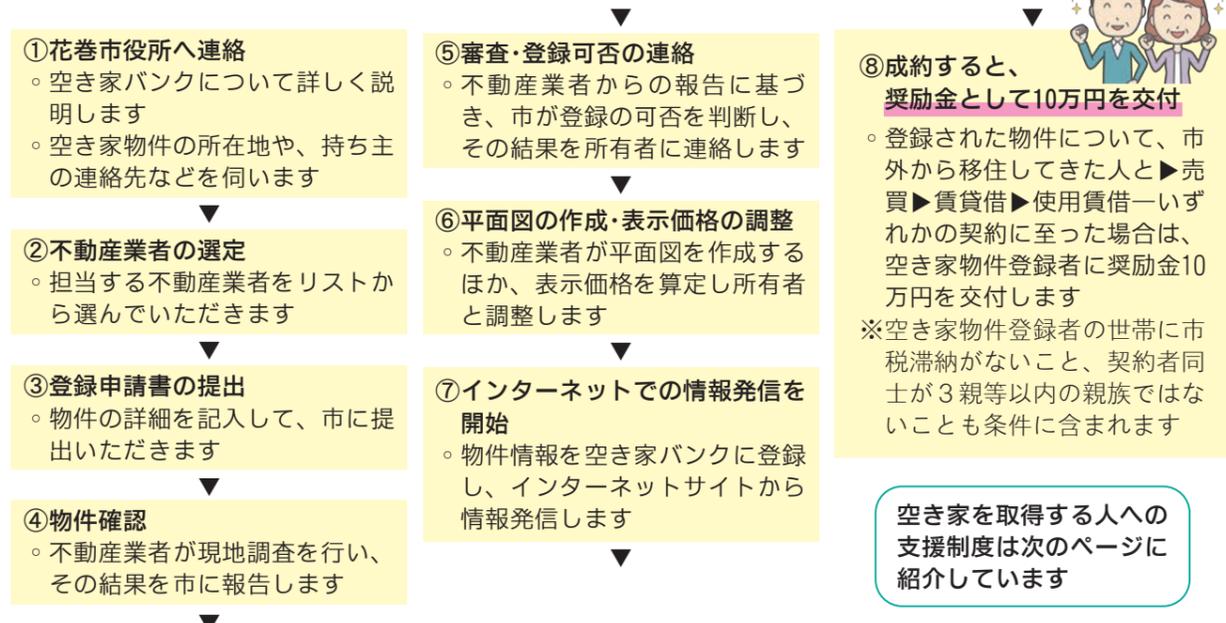
市内に空き家を所有している人で、有効利用してほしいと考えている人は、本館定住推進課までご連絡ください。



空き家バンク制度の仕組み



空き家バンク物件登録の流れ



空き家を取得する人への支援制度は次のページに紹介しています

空き家を増やさないための市の取り組みを紹介します



空き家の増加は全国的な問題になっています。市では、本市の空き家を増やさないために、解体した跡地を活用する人や、空き家に住みたい人を応援しています。

空き家解体による建て替えを支援

空家等解体活用補助金

【問い合わせ】新館建築住宅課(☎41-3567)

対象

- 次のいずれかに該当する個人または法人の事業者
- ①空き家などの所有者または相続人
- ②空き家などの所有者、共有者全員または相続人全

員から補助事業実施の同意が得られている人
※空き家などを複数人で共有などしている場合は、全員から補助事業実施の同意が必要です

要件

- 次の全ての要件を満たすこと
- ①市内にある空き家などを解体し、同地番を含めた敷地に、5年以上居住・使用する次のいずれかの建築物を新築すること
 - ▶一戸建て住宅▶店舗▶店舗併用住宅▶共同住宅

- (長屋、アパート)ーなど
- ②空き家などの所有者は、市内に本店を有する個人または法人の事業者との間に補助対象建築物の解体に係る工事請負契約を締結すること
- ③市税などの滞納がないこと

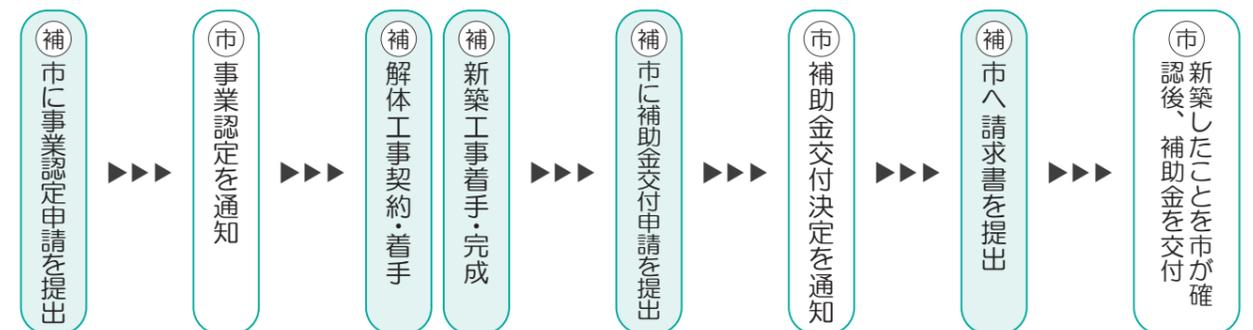
補助額・上限額

区分	空き家などの建築年	補助額	上限額
市内全域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	50万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	40万円
うち居住誘導区域または生活サービス拠点区域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	100万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	100万円

認定申請～補助金交付の流れ

建築物の解体工事着手～新たな建築物の完成の工期が長期間になることが想定されるため、工事着手前に事業内容を審査し認定することとしています。申請方法について詳しくは新館建築住宅課までお問い合わせください。

市から事業認定を受ける前に解体工事などに着手した場合、本制度の補助を受けられませんのでご注意ください



(補) 補助対象者(空き家の所有者など)の手続きなど (市) 新館建築住宅課が行う手続きなど